

## 動物愛護管理法改正（平成24年）

（追加事項）

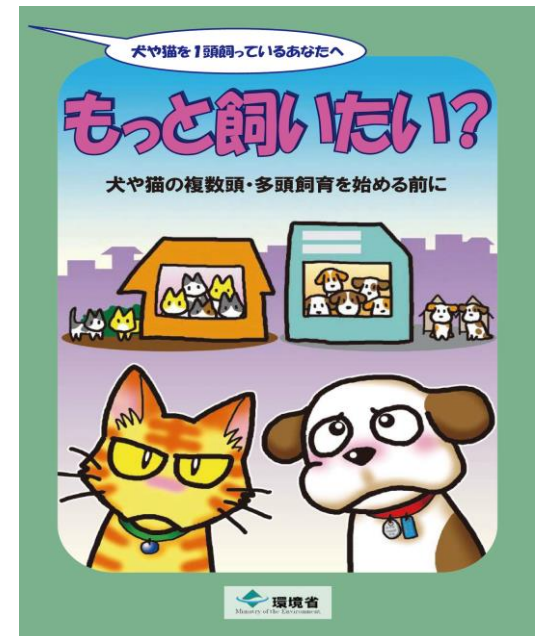
- ・ 人と動物の共生する社会の実現を目的とする（第1条）
- ・ 地方公共団体は、条例により多数の動物の飼養保管に関し届出させることができる（第9条）
- ・ 都道府県知事は、多数の動物の飼養保管が適正でないことにより、動物虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対し、改善のための勧告・命令をすることができる（第25条）
- ・ 都道府県等は、殺処分がなくなることを目指して、引き取った犬及び猫の返還、譲渡に努める（第35条）

### 多頭飼育対策に係る取組経過

- ・ 平成23年  
多頭飼育に関するパンフレット作成・配布。
- ・ 平成25～29年  
「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」、  
自治体への動物愛護管理法の施行状況調査実施。



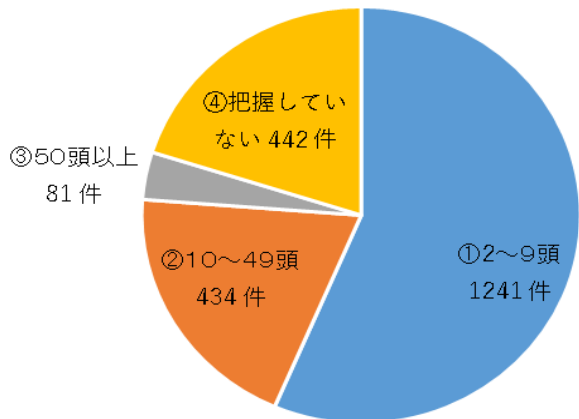
「不適正な多頭飼育への対応」を全国共通の課題として抽出。対応にあたっては社会福祉分野と連携した施策展開が必要との問題意識が明らかに。



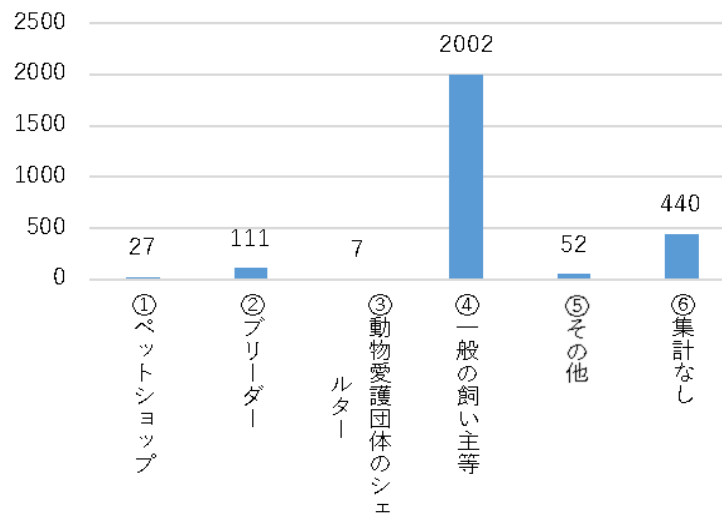
<多頭飼育に関するパンフレット>

# 多頭飼育問題に関する調査

苦情元での犬猫飼養頭数（件数）※1

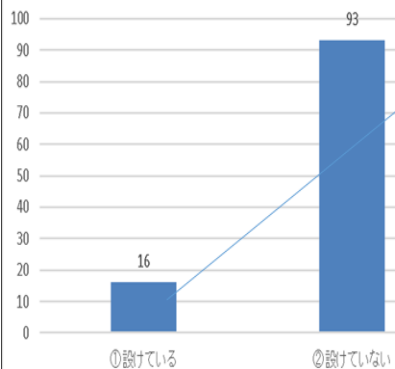


苦情の原因者の内訳（件数）

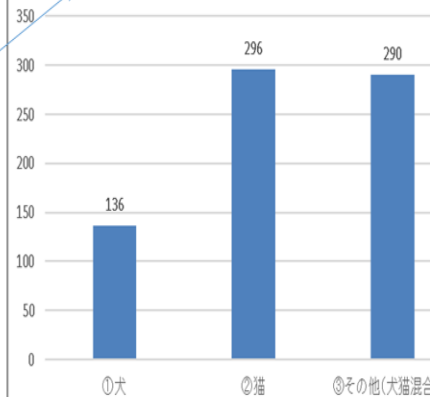


※1 周辺の生活環境が損なわれている事態等について（法第25条、規則第12条関係等）、複数の住民から寄せられた件数、犬・猫を2頭以上飼養しているもの。

多頭飼育について登録又は届け出等の条例  
又は要綱等を設けている自治体数



設けている自治体における登録又は届出数



出典：法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績）

	周辺の生活環境が損なわれている事態を除去するために必要な措置をとるよう指導した件数	動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、指導した件数
①犬	2606件	145件
②猫	3296件	46件
③その他	28件	8件

出典：法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績）

年度	多数の飼育に起因する周辺生活環境の保全等			告発件数 (生活環境)
	法第25条第1項に基づく 勧告数	法第25条第2項に基づく 措置命令数	法第25条第3項に基づく 命令、勧告数	法第46条の2(法第25条第2項、3 項)関係命令違反
平成20	2	1		
平成21	0	0		
平成22	3	1		
平成23	0	0		
平成24	0	0		
平成25	1	0	0	0
平成26	0	0	2	0
平成27	3	0	1	0
平成28	0	0	0	0

出典：動物愛護管理行政事務提要（平成29年度実績）

# 多頭飼育問題に係る議論

※「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について(論点整理)」  
平成30年12月 中央環境審議会動物愛護部会 より抜粋

- ・近年、多頭飼育崩壊問題への関心が高まっているが、実際に、各自治体が日常業務において対応に苦慮する問題(不適正な飼養者の問題や犬猫の引取の問題等)は、多頭飼育者が関わるケースが多いと言われている。
- ・法第25条では、多頭飼育に起因して、周辺的生活環境被害を生じさせている場合や、動物虐待が生じているおそれがある場合には、自治体が当該事態を生じさせている者に対して勧告・命令を課すことができることとされているが、この発動件数は少ない。



## 論点① 多頭飼育対策を進めていくための考え方の整理

- ・各自治体で取り組んでいる多頭飼育対策について事例収集とケーススタディを行うとともに、有識者や自治体、関係省 庁等の意見を聞いて、対策についての基本的考え方を整理する。
- ・その上で、各自治体において、動物愛護管理局が福祉部局などの関係部局と連携した多頭飼育対策を進める場合に活用できるガイドラインの策定等に向けた検討を進める。

## 論点② 多頭飼育者に対する勧告指導の適切な実施

- ・自治体が個別事案への対応に当たって、勧告又は・命令の対象となる虐待のおそれのある事態や周辺的生活環境が損なわれている事態に至っているかどうかについてを判断・対処しやすくなる方策や環境整備について検討する。

## 不適正な多頭飼育への対応に関する3つの観点

- ・ **周辺的生活環境の改善**
- ・ **動物虐待の改善**
- ・ **飼い主への支援**